

### 第3節 防災関係機関応援計画

災害時においては各機関がおのおのの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとするが、必要に応じ他の機関の協力を求め実施の円滑を期するものとする。そのため、各機関は平素から法令又は本計画の定めるところにより、関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

〔実施機関〕  
〔各防災関係機関〕

#### 第1 資料の相互交換

県、市町村及び指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。

#### 第2 応援協力等の要請

##### 1 市町村の応援要請等

##### (1)他の市町村への応援要請

市町村長は、当該市町村の応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第67条)

##### (2)県への応援要請等又は職員派遣のあっせんの要請

市町村長は、県に対し応援等を求める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあっせんを県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

県に応急措置の実施又は応援を求める場合

##### ア 災害救助法の適用

- (ア)災害発生の日時及び場所
- (イ)災害の原因及び被害の状況
- (ウ)適用を要請する理由
- (エ)適用を必要とする期間
- (オ)既にとった救助措置及びとろうとする措置
- (カ)その他必要な事項

##### イ 被災者の他地区への移送要請

- (ア)移送要請の理由
- (イ)移送を必要とする被災者の数
- (ウ)希望する移送先
- (エ)被災者の収容期間

##### ウ 県の応援要請又は応急措置の実施の要請(法第68条)

- (ア)災害の状況及び応援(応急措置の実施)を求める理由
- (イ)応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量

- (ウ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (イ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (オ) その他必要な事項

自衛隊災害派遣要請の要求(法第68条の2)

第8節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。

指定地方行政機関，他の市町村，府県等の職員派遣のあっせんを求める場合(法第30条)

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

- (3) 指定地方行政機関の長，他の市町村，府県等に対する職員の派遣要請(法第29条，地方自治法第252条の17)

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他必要な事項

## 2 県の応援要請等

知事は，災害時において，他府県からの緊急消防援助隊等を受け入れることとなった場合に備え，消防庁及び代表消防機関との連絡体制，受け入れ体制の確保，相互応援協定の締結，あるいは事前協議等により協力体制を確立しておくものとする。

なお，緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

指定行政機関，他府県等の応援を求め，又は応急措置の実施を要請しようとするときは，次に掲げる所要事項について，口頭又は電話をもって依頼し，事後すみやかに文書により処理するものとする。

- (1) 自衛隊災害派遣要請を行う場合
  - 第8節自衛隊災害派遣要請計画によるものとする。
- (2) 指定行政機関の長若しくは，指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請(法第70条)
  - 他府県知事等に対する応援の要請(法第74条)
  - (ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を求める理由
  - (イ) 応援を必要とする活動の具体的内容
  - (ウ) 応援を必要とする場所，期間

(I) 応援を希望する物資，資材，機材，器具等の品名及び数量

(オ) その他必要な事項

(3) 指定行政機関の長，指定地方行政機関の長，他府県知事等に対する職員の派遣要請(法第29条，地方自治法第252条の17)

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(I) 派遣される職員の給与その他勤務条件

(オ) その他必要な事項

(4) 相互応援協定に基づく他府県との応援

それぞれの災害時の相互応援に関する協定に基づき，応援の要請または，応援を行う。

( 応援内容及び連絡窓口については，別冊資料編参照 )

ア 広域応援に関する協定( 四国 )

イ 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定

ウ 近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定書

(ア) 本県が被災し，応援が必要な場合，以下の応援主管府県等に連絡をとるものとする。

(イ) 本県が応援副主管県となっている以下の県が被災した場合，応援主管府県等と連絡をとるものとする。

被災府県	応援主管府県	応援副主管府県
兵庫県	大阪府	徳島県
和歌山県	大阪府	徳島県
徳島県	兵庫県	和歌山県

エ 災害対策における鳥取県・徳島県相互応援協定

オ 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(5) 日本放送協会徳島放送局，四国放送(株)及び(株)I7IM徳島に対する放送要請(法第57条)

(ア) 放送要請の理由

(イ) 放送事項

(ウ) 希望する放送日時及び送信系統

(I) その他必要な事項

(6) 指定行政機関の職員の派遣あつせんを内閣総理大臣に求める場合(法第30条)

(ア) 派遣のあつせんを求める理由

(イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(I) 派遣される職員の給与その他の条件

(オ)その他必要な事項

3 消防機関の応援要請

市町村は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

県は、災害時において、県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、消防庁に対して、他の都道府県からの応援(緊急消防援助隊の出動要請、「大規模特種災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等)を要請する。

なお、県は緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防機関との連絡体制を確保し、活動拠点の確保等受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。

消防庁及び代表消防機関連絡窓口

消防庁

平日(9:30~17:45)	応急対策室
TEL 03-5253-7527	FAX 03-5253-7537
消防防災無線 TEL 7527	FAX 7537
衛星系 TEL TN-048-500-7527	FAX TN-048-500-7537
平日(9:30~17:45)以外 宿直室	
TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553
消防防災無線 TEL 7782	FAX 7789
衛星系 TEL TN-048-500-7782	FAX TN-048-500-7789

(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

代表消防機関 徳島市消防局

TEL 088-656-1190 FAX 088-656-1202

代表消防機関代行 阿南消防組合消防本部

TEL 0884-22-1120 FAX 0884-22-1190

代表消防機関代行 徳島中央広域連合消防組合

TEL 0883-24-1702 FAX 0883-24-6090

4 広域緊急援助隊の応援要請

県公安委員会は、県内の警察力をもってしても対処できないと認めたときは、警察庁及び他の都道府県公安委員会に対して、広域緊急援助隊の援助の要求を行うものとする。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請(法第80条)

指定公共機関及び指定地方公共機関は、関係機関に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合、県に応援要請をしようとする場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって依頼し、事後すみやかに文書により処理するものとする。

(ア)災害の状況及び応援を求める理由

(イ)応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量

(ウ)応援を必要とする期間及び場所

(I) 応援を必要とする活動の具体的内容

(オ) その他必要な事項

### 第3 各機関の協力及び経費の負担

#### 1 協力の実施

- (1) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。
- (2) 各機関の協力業務の内容は、第1章第3節防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱に定めるものとし、協力方法は各計画に定めるところによるものとする。
- (3) 各機関の協力が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議を整えておくものとし、県は各機関の間において相互協力の斡旋をするものとする。

#### 2 経費の負担

- (1) 国又は他都道府県から市町村又は県に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法又は相互応援協定に定めるところによるものとする。
- (2) 指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

### 第4 公共的団体等との協力体制の確立

県及び市町村並びに関係防災機関は、それぞれの所掌事務又は業務に係る公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

#### 1 公共的団体とは次のものをいう。

日赤奉仕団，医師会及び歯科医師会，農業協同組合，漁業協同組合，森林組合，商工業協同組合，商工会議所，商工会，青年団，婦人会，アマチュア無線クラブ等。

#### 2 協力体制の確立

県の各部局並びに市町村は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象，危険な場所等を発見したときに，関係機関に連絡すること
- (2) 災害時における広報等に協力すること
- (3) 出火の防止，初期消火に協力すること
- (4) 避難誘導，避難場所での救助に協力すること
- (5) 被災者の救助業務に協力すること
- (6) 炊出し，救助物資の調達配分に協力すること
- (7) 被害状況の調査に協力すること